

今までに全ク連ツイッターでツイートした中で、被災者の皆様の生活面等で必要な情報を、取り急ぎまとめさせていただきます。ご参考にしていただければ幸いです。(項目別になっていますが、若干重複する内容もあります)

随時、生活面等で必要な情報等もツイッターで更新していきます。

【税金・融資・公庫の関係】

国税庁より「申告・納付等の期限延長の措置について」が告示されています。東北関東大震災の一部被災地域に対し当地震発生日以後の申告等期限到来については全税目の期限を自動的延長の措置がとられます。

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/index.htm>

閣議決定「甚大な被害を受けている中小企業者等に対して、日本政策金融公庫・災害融資の利率を貸付の日から0.9%低減」

<http://www.meti.go.jp/press/20110313003/20110313003.html>

ニュースリリースを更新しました。「株式会社日本政策金融公庫では、本日3月12日、平成23年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口を設置したことを発表しました」

<http://www.zenkuren.or.jp/index.php?itemid=164>

【政府発表の被災地の情報・政府の対応状況】

厚生労働省の東北地方太平洋沖地震関連情報では、厚生労働省の災害情報や対応状況が載っております。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j15.html>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015caa-img/2r98520000015cbr.pdf>

登録していただくと厚生労働省からの緊急情報等のメールマガジンが配信されます。

<https://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/user2/regist.asp> 他の各省にもあるようです。

【お客様対応に関する情報】

地震・津波発生時にお預かりしていたクリーニング品の取り扱いについて、ホームページを更新いたしました。詳細は全ク連ホームページをご覧ください。

<http://www.zenkuren.or.jp/index.php?itemid=168>

【他の自治体による被災者の受入に関する情報】

兵庫県青年部の方の情報です。「今朝の神戸新聞朝刊に 神戸市の公営住宅の入居受付を600戸開始するとの事です。福島からもう来てるみたいです。」

【神戸新聞】<http://bit.ly/ftmc8z>

【被災者の運転免許更新猶予】

内閣府ホームページより。「行政上の権利利益の満了日の延長」つまり、身近なところでは、“運転免許証”です。被災者の方が更新のために必要な手続きができない場合、有効期限が23年8月末日まで延長されるようです。

【被災者の健康に関する情報】

厚生労働省のHPからです。「不安や心配を和らげる呼吸法として、6秒で大きく吐き、6秒で軽く吸う、これを朝・夕5分ずつ行なう方法もあります」とのことです。

原子力発電所の事故について不安が広がっています。日本医学放射線学会では「冷静な対応を」と訴えています。

<http://www.radiology.jp/modules/news/article.php?storyid=907>

【東北地方の停電について】

中青会ウェブサイト更新:「東北電力が実施する計画停電について」

<http://www.cleaning-seinenbu.net/?p=5193>

【安否確認】

Google の災害安否確認。有効と思われます。

<http://japan.person-finder.appspot.com/?lang=ja>

災害用ブロードバンド伝言板。安否確認に有効のようです。テキスト入力で伝言を置いておけます。

<https://www.web171.jp/top.php>

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による災害により

被害を受けた生活衛生関係事業者等への対策について

上記災害の発生に伴う初動の被災生活衛生関係事業者等対策として、特別相談窓口の設置等を平成23年3月11日に行っています。また、激甚災害法に基づく激甚災害として指定されたことを受け、被害を受けた生活衛生関係事業者等の対策として、株式会社日本政策金融公庫における災害貸付の金利引き下げの措置を講ずることとしました。

特災貸付の概要

被害を受けた生活衛生関係事業者等に対して、日本政策金融公庫の災害融資について、特段の措置として、0.9%の金利引き下げを行います。

- ・貸付対象者：生活衛生関係事業者等（営業者、組合等）
- ・資金用途：設備資金
- ・貸付限度額：全機関を通じ1貸付先当たり融資額のうち1,000万円(組合等は3,000万円)まで
- ・貸付期間：各貸付制度に定められた貸付期間
- ・据置期間：原則2年以内
- ・貸付利率：貸付日から当初3年間の貸付利率については、基準利率からマイナス0.9%

参考：基準利率（貸付期間5年以内）の場合

2.25%（平成23年3月9日現在） - 0.9% = 1.35%等

- ・取扱期間：平成23年3月11日から平成23年9月11日まで

相談窓口のご案内

相談時間

平日 土日祝日 9時から19時 9時から17時

フリーダイヤル 0120-154-505 0120-220-353

平成23年3月13日

照会先：健康局生活衛生課

課長補佐 新津（内線2431）

管理係長 内藤（内線2434）

（代表）03 - 5253 - 1111

（夜間）03 - 3595 - 2301